

II 査読論文

# 金融商品に係る減損の認識・表示・戻入れ —IASB および FASB の会計基準・提案に焦点を当てて—

根 岸 亮 平  
早稲田大学

## 要 旨

本稿は、金融商品に係る減損の会計基準および提案を整理することにより、金融商品に係る会計処理方法にみられる変化および問題点を明らかにし、その会計処理方法について検討を行っている。本稿の検討では、IASB および FASB より公表されている金融商品に係る減損を巡る会計基準および提案などを対象としている。

本稿ではまず、IASB および FASB による新旧の会計処理方法について整理を行い、新たな会計処理方法において金融商品に係る減損の認識・表示・戻入れに変化が生じていることを確認している。具体的には、減損の認識において定性的な規準が削除され、減損の表示・戻入れにおいて、すべての金融商品について間接控除による表示を行い、かつ戻入れを行うという変化がみられる。

次に、新たな会計処理方法における減損の認識・表示・戻入れに係る問題点を明らかにしている。減損の認識に係る問題点としては、減損していない状態の金融資産に係る損失と減損している状態の金融資産に係る損失とが同様に減損損失として扱われていることが挙げられる。また、減損の表示・戻入れに係る問題点としては、間接控除により戻入れを認める方法によると、戻入れられた引当金に減損に係る金額以外のものが含まれてしまうことが挙げられる。これらの問題点により、新たな会計処理方法における金融商品に係る減損自体が不明確なものとなっている。

最後に、このような問題点を踏まえ、いかなる会計処理方法を適用すべきであるのかについて検討を行っている。その結果、金融商品の回収可能性に基づき異なる会計処理方法を適用することにより、金融商品に係る減損を明確にするべきであるとの方向性を示している。

(2015 年 11 月 18 日審査受付 2016 年 4 月 14 日掲載決定)

## I はじめに

本稿の目的は、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board: IASB）および米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board: FASB）より公表されている金融商品に係る減損の会計基準および提案を整理することにより、金融商品に係る減損の会計処理方法にみられる変化および問題点を明らかにし、その会計処理方法について検討を行うことである。

旧来、IASB および FASB における金融商品に係る減損の会計処理方法としては、いわゆる発生損失モデル（Incurred Loss Model）が採用されてきた。発生損失モデルとは、定性的な規準などにより金融商品が減損しているかどうか判断を行い、それらの規準を満たした時点で減損損失を認識するという特徴を有するモデルである（IASB 2009, par.29 (c)）。しかしながら、IASB や FASB における新たな会計基準および提案では、発生損失モデルではなく、予想損失モデル（Expected Loss Model）が採用されている。予想損失モデルとは、信用損失の予想に不利な変化が生じた時点で減損損失を認識するという特徴を有するモデルである（IASB 2009, par.29 (c)）。このように金融商品に係るそれぞれの減損モデルは、減損の認識方

法により特徴づけられている<sup>(1)</sup>。

そこで本稿では、会計基準などにおける減損モデルを横断的に整理したうえで、金融商品に係る減損の「認識・表示・戻入れ」に焦点を当てて検討を行うこととする<sup>(2)</sup>。具体的には、第II節において、IASB および FASB による金融商品に係る減損の新旧の会計処理方法について整理を行う。次に第III節では、第II節の整理を踏まえて、新たな会計処理方法にみられる変化を明らかにし、そこでの問題点を浮き彫りにする。そして第IV節において、新たな会計処理方法の問題点を解消するために、いかなる会計処理方法をとるべきであるのかについて検討を行う。最後に第V節において、本稿の総括を行い、今後の検討課題を示す。

## II 金融商品に係る減損の新旧の会計処理方法

本節では、金融商品に係る「分類および測定」と、それに基づき適用される「減損の認識・表示・戻入れ」とに分けて、旧来の会計処理方法および新たな会計処理方法の整理を行う<sup>(3)</sup>。ここで、本稿で旧来の会計処理方法といった場合、図表1のIAS39 [2003] およびASC310/ASC320における金融商品に係る減損の会計処理方法を示している。一方、新たな会計処理

図表1 金融商品に係る減損を巡る会計基準および提案等

基準設定主体		会計基準および提案等
IASB	旧来の会計処理方法	国際会計基準第39号「金融商品：認識および測定」(IAS39 [2003])
	新たな会計処理方法	国際財務報告基準第9号「金融商品」(IFRS9 [2014])
FASB	旧来の会計処理方法	米国会計基準 Topic 310「債権」(ASC310)
		米国会計基準 Topic 320「投資—負債証券および持分証券」(ASC320)
	新たな会計処理方法	会計基準改訂案「金融商品—信用損失 (Subtopic 825-15)」(PASU [2012])
		暫定的決定「金融商品の会計処理：減損」(TD [2015])

方法といった場合、図表 1 の IFRS9 [2014] および PASU [2012] / TD [2015] における金融商品に係る減損の会計処理方法を示している。なお、本節で減損の会計処理方法に先立ち「分類および測定」を取り上げるのは、金融商品に係る減損の対象を示すためである。

## 1. 金融商品に係る旧来の会計処理方法

### (1) 分類および測定

IASB における IAS39 [2003] では、当初認識後の測定方法を決定するために、金融資産を図表 2①の通り 4 つに分類し、測定を行う (pars.9 and 45)。純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類・測定される金融資産は、主に短期間に売却を行う目的で取得された金融資産 (売買目的保有金融資産) および当初認識時に純損益を通じて公正価値 (FVPL) により測定することを指定した金融資産である。企業が満期まで保有する明確な意図と能力を有する金融資産 (満期保有目的投資) や支払額が固定または決定可能な金融資産 (貸付金および債権) は償却原価で測定し、それ以外の金

融資産 (売却可能金融資産) はその他の包括利益を通じて公正価値 (FVOCI) で測定する。これら 4 つの分類のうち IAS39 [2003] における減損の対象となるのは、満期保有目的投資、貸付金および債権、ならびに売却可能金融資産の 3 つである (IAS39 [2003], par.46)。

一方、FASB における ASC310/ASC320/ASC815 では、図表 2②の通り貸付金や有価証券などの金融資産の種類ごとに分類および測定が定められている。まず、デリバティブについては、純利益を通じて公正価値 (FVPL) で測定される (ASC815-10-35-1)。次に、有価証券は、トレーディング、売却可能および満期保有の 3 つに分類され、それぞれ、トレーディングであるものは純損益を通じて公正価値 (FVPL) で、売却可能であるものはその他の包括利益を通じて公正価値 (FVOCI) で、満期保有であるものは償却原価で測定される (ASC320-10-35-1) (4)。最後に、貸付金については、投資目的で保有する場合に償却原価で測定され、売却目的で保有する場合に原価と公正価値のいずれか低い金額 (Lower-of-Cost-or-Market: LOCOM) で測定される

図表 2 旧来の分類・測定および減損の適用

① IAS39 [2003]

分類		測定	減損
金融資産	純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	F V P L	N/A
	満期保有目的投資	償却原価	○
	貸付金および債権		○
	売却可能金融資産	F V O C I	○

② ASC310/ASC320/ASC815

分類		測定*	減損	
金融資産	デリバティブ	F V P L	N/A	
	トレーディング			
	有価証券	売却可能	F V O C I	○
		満期保有	償却原価	○
	貸付金	投資目的		○
売却目的		LOCOM	N/A	

○…発生損失モデルを適用する ●…予想損失モデルを適用する N/A…該当しない

FVPL: 純損益を通じて公正価値 FVOCI: その他の包括利益を通じて公正価値 LOCOM: 原価と公正価値のいずれか低い金額

\*本稿では FASB と IASB の両基準を比較するため、同様の意味である略称は「FVPL」、「FVOCI」を用いている。

(ASC310-10-35-47 and 48)。これらの分類のうちASC310/ASC320における減損の対象となるのは、有価証券（売却可能および満期保有）、および貸付金（投資目的）である（ASC310-10-35-4 and ASC 320-10-35-17）。

## (2) 減損の認識・表示・戻入れ

IAS39 [2003] では、期末日ごとに金融資産（または、そのグループ）が減損しているという客観的な証拠が存在するかどうか検討を行うことが求められ、そのような証拠が存在する場合には減損損失を認識する（par.58）。図表 2①における当初認識後に償却原価で測定される金融資産（満期保有目的投資・貸付金および債権）について、減損の客観的な証拠が存在する場合には、減損損失を直接控除または引当金による間接控除により、帳簿価額から減額する（IAS39 [2003] , par.63）。なお、減損以後の期間において発生した事象と減損損失の減少とを客観的に関連付けることができる場合には、以前に認識された減損損失を戻入れなければならない（IAS39 [2003] , par.65）。

また、図表 2①における当初認識後にその他の包括利益を通じて公正価値（FVOCI）で測定される金融資産（売却可能金融資産）について、減損の客観的な証拠が存在する場合には、既にその他の包括利益に計上されている損失の累計額を減損損失として認識する（IAS39 [2003] , par.67）。なお、減損以後の期間において発生した事象と減損した負債証券に係る公正価値の上昇とを客観的に関連付けることができる場合には、以前に認識された減損損失を戻入れなければならないが、持分証券に係る減損損失の戻入れは認められていない（IAS39 [2003] , pars.69- 70）。

一方、ASC310/ASC320 では、分類および測定と同様に金融資産の種類ごとに減損の規

定が適用される。

有価証券（売却可能および満期保有）は、原価よりも公正価値が下落している場合に減損していると判断されるが、当該減損が一時的でない場合に、減損損失を認識する（ASC320-10-35-21 and 30）。たとえば、企業が有価証券について売却する意図を有している場合、または原価が回復する前に売却が必要となる可能性が高い（more likely than not）場合に、減損は一時的ではないと判断される（ASC320-10-35-33A and 33B）。なお、減損後の原価および公正価値が当該有価証券の「新たな原価」となるため、その後の公正価値の回復などによる戻入れは行ってはならないとされている（ASC320-10-35-34 and 34E）。

貸付金（投資目的）については、債権者が契約上の債権全額（元本および利息）を回収できない可能性が高い（probable）場合に減損損失を認識する（ASC310-10-35-16）<sup>5)</sup>。減損を認識する際に、直接控除をするべきか否かについては言及されていないが、間接控除（引当金）により帳簿価額を減額することとなっている（ASC310-10-35-13 and 24）。そして、減損の再計算により戻入れを行わなければならないが、それは取得価額を上回ってはならない（ASC310-10-35-37）。

以上の金融商品に係る旧来の会計処理方法を図表 3 の設例に基づき示すと、図表 4 の通りとなる。図表 3 の設例では、×1 年末、×2 年末、および×3 年末において、それぞれ¥100,000、¥200,000、および¥300,000 の損失が見積られている。IAS39 [2003] および ASC310/ASC320 では、図表 3 (b) の条件により減損を認識するための定性的な規準を満たすことになるので、×3 年末に減損損失¥300,000 を認識する。このように、これら旧来の会計処理方法は発生損失モデルの特徴を有している。

図表 3 設例

×1年1月1日に現金¥1,000,000を、年利5%で4年間貸し付ける契約を行った。当該貸付金に係る約定キャッシュ・フロー、各時点の予想キャッシュ・フロー、実際のキャッシュ・フローおよびそれに伴う見積損失は、以下の表の通りである。なお、本設例では、以下2つの条件に従っている。

(a) 簡素化のため、損失の見積りに当たっては、貨幣の時間価値を考慮していない。

(b) ×3年末に、債務者の事由により見積損失額の回収はできないと判断された。

	貸付時	×1年	×2年	×3年	×4年	見積損失額
約定CF	△¥1,000,000	¥50,000	¥50,000	¥50,000	¥1,050,000	0
貸付時予想CF	△¥1,000,000	¥50,000	¥50,000	¥50,000	¥1,050,000	0
×1年末 予想CF	—	—	¥50,000	¥50,000	¥950,000	¥100,000
×2年末 予想CF	—	—	—	¥50,000	¥850,000	¥200,000
×3年末 予想CF	—	—	—	—	¥750,000	¥300,000
実際CF	△¥1,000,000	¥50,000	¥50,000	¥50,000	¥750,000	¥300,000

図表 4 旧来の会計処理方法に係る具体的会計処理方法 (IAS39 [2003]・ASC310)

×1年末	×2年末	×3年末	減損に関する仕訳	
帳簿価額 ¥1,000,000	帳簿価額 ¥1,000,000	間接控除 ¥300,000 <hr/> 正味帳簿価額 ¥700,000	×1年末	仕訳なし
			×2年末	仕訳なし
			×3年末	(借) 減損損失 300,000 (貸) 引当金 300,000

そして、特に売却可能金融資産については直接控除かつ減損の戻入れは行わないという会計処理方法が適用される一方、その他の金融資産については直接または間接控除により減損を認識し、その戻入れを行う方法が適用されている。

## 2. 金融商品に係る新たな会計処理方法

### (1) 分類および測定

IASBにおけるIFRS9 [2014]では、旧来の会計処理方法とは異なり、金融資産の管理に関する企業のビジネス・モデル、および金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の両方に基づいて、図表 5①の通り金融資産を3つに分

類し、当該分類に基づいて金融資産の当初認識後の測定を行う (pars.4.1.1-4.1.4 and 5.2.1) <sup>6)</sup>。これらの分類のうちIFRS9 [2014]における減損の対象となるのは、償却原価で測定される金融資産およびその他の包括利益を通じて公正価値 (FVOCI) で測定される金融資産である (IFRS9 [2014], pars.5.2.1-5.2.2)。

一方、FASBにおけるPASU [2012] / TD [2015]では、図表 5②の通り旧来の分類および測定を踏襲している。旧来の分類および測定との違いは、有価証券について持分証券と負債証券とを明確に区別して分類・測定が規定されている点である。負債証券については保有目的により3つに分類され、満期保有目的である場

図表 5 新たな分類・測定および減損の適用

① IFRS9 [2014]

分類		測定	減損
金融資産	元本および元本残高に対する利息の支払いのみ (SPPI) である CF が所定の日に生じ、かつ		
	契約上の CF を回収するビジネス・モデルの中で保有されている	償却原価	●
	契約上の CF の回収と売却の両方によるビジネス・モデルの中で保有されている	FVOCI	●
	上記以外の場合	FVPL	N/A

② PASU [2012] / TD [2015]

分類		測定	減損	
金融資産	デリバティブ			
	持分証券	FVPL	N/A	
	負債証券	トレーディング		
		売却可能	FVOCI	○
	貸付金	満期保有	償却原価	●
		投資目的		●
	売却目的	LOCOM	N/A	

○…発生損失モデルを適用する ●…予想損失モデルを適用する N/A…該当しない

FVPL：純損益を通じて公正価値 FVOCI：その他の包括利益を通じて公正価値 LOCOM：原価と公正価値のいずれか低い金額

合には償却原価、売却可能である場合にはその他の包括利益を通じて公正価値 (FVOCI)、トレーディング目的である場合にはデリバティブおよび持分証券と同様に純損益を通じて公正価値 (FVPL) で測定される。一方、貸付金については、投資目的で保有する場合に償却原価で測定され、売却目的で保有する場合に償却原価と公正価値のいずれか低い金額 (LOCOM) で測定される。これらの分類のうち新たな会計処理方法 (PASU [2012] / TD [2015]) において減損の対象となるのは、負債証券 (売却可能および満期保有の)、貸付金 (投資目的) の 3 つである。

(2) 減損の認識・表示・戻入れ

IFRS9 [2014] では、償却原価で測定される金融資産およびその他の包括利益を通じて公正価値 (FVOCI) で測定される金融資産を、図表 6 の通り 3 つのステージに区分し、当該区分にしたがって減損を認識しなければならない (IFRS9 [2014], pars.5.5.1-5.5.5)。

すなわち IFRS9 [2014] では、減損の対象となるすべての金融資産について、ステージ 1 の段階から信用リスクの不利な変動に伴う予想信用損失を減損として認識する<sup>(7)</sup>。そして、減損損失の認識にあたっては、引当金により帳簿価額から間接控除を行い、信用リスクが有利に変動した場合には減損利得 (impairment gain) として引当金の戻入れを行う (IFRS9 [2014], par.5.5.8)。

一方、FASB における PASU [2012] / TD [2015] では、当初認識後の測定により異なる減損モデルが適用される (TD [2015], p.1)。具体的には、償却原価で測定される負債証券 (満期保有) および貸付金 (投資目的) に対して予想損失モデルが適用される (TD [2015], p.1)<sup>(8)</sup>。当該モデルでは、期末日ごとに金融資産に係る予想信用損失を引当金により認識し、予想信用損失に変動があった場合には、引当金を調整する (戻入れを行う) (PASU [2012], pars.825-15-25-1 and 825-15-25-7)<sup>(9)</sup>。

図表 6 IFRS9 [2014] における減損の認識

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3
減損が適用される 金融資産の区分	信用リスクが当初認識以降に 著しく増大していない	信用リスクが当初認識以降に 著しく増大している	減損しているという 証拠が存在している
損失の認識	認識する (12 か月の予想信用損失)	認識する (全期間の予想信用損失)	認識する (全期間の予想信用損失)

その他の包括利益を通じて公正価値(FVOCI)で測定される負債証券(満期保有)については、旧来の会計処理方法と同様に発生損失モデルが適用される<sup>(10)</sup>。ただし、旧来の会計処理方法である ASC320 では減損が一時的でない場合に減損を認識するのに対して、新たな会計処理方法ではトリガーとなる事象が発生した場合に減損を認識することとされており(Linsmeier and Tokar [2015], p.30)、その点において違いがみられる。また、具体的な会計処理方法は明示されていないものの、減損は間接控除により行い、その戻入れを行うことが提案されている(TD[2015], pp.4-5; Linsmeier and Tokar [2015], p.30)。

以上の金融商品に係る新たな会計処理方法を図表 3 の設例に基づき示すと、図表 7 の通りとなる。IFRS9 [2014] および PASU [2012] では、図表 3 (b) の条件に関わらず、各時点の見積損失額に基づいて減損の認識を行う。すなわち、新たな会計処理方法は、信用リスクの悪化による予想損失に基づいて減損を認識す

るといふ予想損失モデルの特徴を有している。そして、すべての金融資産について間接控除を行い、その戻入れを行うこととされている。

### Ⅲ 新たな会計処理方法にみられる変化と問題点

前節で確認したように、金融商品に係る減損の新たな会計処理方法は、旧来の会計処理方法とは異なるものとなっている。本節では、前節の整理に基づいて新たな会計処理方法にみられる変化を整理したうえで、そこでの金融商品に係る減損の認識・表示・戻入れにみられる問題点を明らかにする。

#### 1. 新たな会計処理方法にみられる変化

金融商品に係る減損の認識について、旧来の会計処理方法では、それぞれの規準は異なるものの何らかの定性的な規準を満たした場合(客観的な証拠が存在する場合、減損が一時的でな

図表 7 新たな会計処理方法に係る具体的会計処理方法 (IFRS9 [2014]・PASU [2012])<sup>(11)</sup>

×1 年末	×2 年末	×3 年末	減損に関する仕訳							
<table border="1"> <tr><td>間接控除 ¥100,000</td></tr> <tr><td>正味帳簿価額 ¥900,000</td></tr> </table>	間接控除 ¥100,000	正味帳簿価額 ¥900,000	<table border="1"> <tr><td>間接控除 ¥200,000</td></tr> <tr><td>正味帳簿価額 ¥800,000</td></tr> </table>	間接控除 ¥200,000	正味帳簿価額 ¥800,000	<table border="1"> <tr><td>間接控除 ¥300,000</td></tr> <tr><td>正味帳簿価額 ¥700,000</td></tr> </table>	間接控除 ¥300,000	正味帳簿価額 ¥700,000	×1 年末	(借) 減損損失 100,000 (貸) 引当金 100,000
間接控除 ¥100,000										
正味帳簿価額 ¥900,000										
間接控除 ¥200,000										
正味帳簿価額 ¥800,000										
間接控除 ¥300,000										
正味帳簿価額 ¥700,000										
			×2 年末	(借) 減損損失 100,000 (貸) 引当金 100,000						
			×3 年末	(借) 減損損失 100,000 (貸) 引当金 100,000						

い場合、または投資額を回収できない可能性が高い場合など)にのみ減損損失を認識することとされていた。一方、新たな会計処理方法では定性的な規準(トリガーとなる事象)に基づき減損損失を認識するという会計処理方法が部分的に残されているものの、それ以外は経営者の予想に基づき減損損失を認識することとされている。このように新たな会計処理方法における金融商品に係る減損の認識では、定性的な規準を削除し経営者の予想に基づいて減損損失を認識するという点において、旧来の会計処理方法から変化が生じている。

また、金融商品に係る減損の表示・戻入りに

ついて、旧来の会計処理方法では金融資産ごとに直接控除または間接控除が行われ、何らかの定性的な規準を満たした場合にその戻入を行うこととされていた(ただし、特定の金融資産についてはその戻入が認められない)。一方、新たな会計処理方法では、すべての金融商品について減損を間接控除により行い、その戻入を行うこととされており、そこに旧来の会計処理方法からの変化がみられる。

以上、前節における新旧の会計処理方法の整理および本項で確認した旧来の会計処理方法から新たな会計処理方法への変化についてまとめると、図表8となる。

**図表8 金融商品に係る減損の新旧会計処理方法の比較とその変化**

旧来の会計処理方法

		認識	表示	戻入れ
IAS39 [2003]		客観的な証拠が存在する場合	直接控除または間接控除	行う(客観的な事象に結びつけられる場合)
ASC310 /ASC320	有価証券	減損が一時的でない場合	直接控除または間接控除	行う(売却可能金融資産を除く)
	貸付金	投資額を回収できない可能性が高い場合	間接控除(直接控除の可否について言及なし)	行う(具体的な規定なし)



新たな会計処理方法への変化      定性的な規準の削除      間接控除への統一      すべて戻入を行う

新たな会計処理方法

		認識	表示	戻入れ
IFRS9 [2014]		信用リスクの悪化による予想損失に基づく	間接控除	行う(信用リスクの改善により経営者の予想損失が減少した場合)
PASU [2012] /TD [2015]	償却原価	信用リスクの悪化による予想損失に基づく	間接控除	行う(信用リスクの改善により経営者の予想損失が減少した場合)
	FVOCI	トリガーとなる事象に基づく	間接控除	行う(具体的な規定なし)

## 2. 新たな会計処理方法にみられる問題点

前項で整理したように、旧来の会計処理方法と新たな会計処理方法とを比較してみると、金融商品に係る減損の認識・表示・戻入れについて変化がみられた。しかしながら、それらの変化に伴い、いくつかの問題が生じているように思われる。本項では、これらの問題点について認識および表示・戻入れに分けて明らかにする。

### (1) 認識に係る問題点

新たな会計処理方法では、旧来の会計処理方法において定性的な規準を満たしていないため認識されていなかった損失が減損損失として認識される。つまり、これは予想損失モデルにより損失が早期に認識されることとなったということであり、金融商品に係る減損の認識において重要かつ大きな変化である。

このような変化の背景の1つとして、概念フレームワークにおける変化があると考えられる。FASB [2010] および IASB [2010] では、それまでの概念フレームワークと同様に投資者の意思決定に資する情報を提供することを財務報告の目的として規定しているものの、財務情報の質的特性においては目的適合性とトレード・オフ関係にあった信頼性を削除している (FASB [2010], par.OC4; IASB [2010],

par.OC4)。また、IASB [2013] においては、認識に係る要件として蓋然性規準の削除を提案している (IASB [2013], par.4.8)。このような概念フレームワークにおける変化は、金融商品に係る減損における定性的な規準の削除と軌を一にするものであると考えることができる。

また、このような変化の原因として、金融商品に係る減損の考え方自体の変化が指摘されることもある。たとえば、新たな会計処理方法において金融商品に係る減損を金融商品について損失が予想される状態として考えているのであれば、そのような指摘が当てはまるであろう。しかしながら、新たな会計処理方法をみると、金融商品に係る減損に対する考え方自体は変化していないようにも思われる。それは、IASB の新たな会計処理方法において確認することができる。図表 6 で示した IFRS9 [2014] における減損の認識と IAS39 [2003] における減損の認識とを併記すると、図表 9 の通りになる。そこでは、IAS39 [2003] と同様に、IFRS9 [2014] においても金融資産が減損していることを示す客観的な証拠が存在している場合に、当該金融資産を減損した金融資産(ステージ 3)と捉えていることがわかる (IAS39 [2003], par.59; IFRS9 [2014], Appendix A)。

図表 9 国際会計基準における金融資産の状態と減損損失の認識

IFRS9 [2014]	減損が適用される金融資産の区分	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3
		信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない	信用リスクが当初認識以降に著しく増大している	減損しているという証拠が存在している
	損失の認識	認識する	認識する	認識する
IAS39 [2003]	減損が適用される金融資産の区分	減損しているという証拠が存在していない		減損しているという証拠が存在している
		認識しない		認識する

そうであるならば、IFRS9 [2014] において金融資産が減損していない状態（ステージ 1 およびステージ 2）において認識される損失と、金融資産が減損している状態（ステージ 3）において認識される損失とを、同様に減損損失として会計処理してしまうことには、問題があるように思われる<sup>(12)</sup>。会計上、金融資産が減損している状態と減損していない状態とが区別されるのであれば、それらに係る損失も区別されるべきであろう。しかしながら新たな会計処理方法では、これらの損失を同様に減損損失として会計処理を行っているため、金融商品に係る減損というものが不明確となってしまっているのである。

## (2) 表示・戻入に係る問題点

旧来の会計処理方法では、金融商品に係る減損の表示・戻入について、金融資産の分類により 2 つの方法がとられてきた。1 つは減損を間接控除により行い、その戻入を行う方法であり、もう 1 つは減損を直接控除により行い、その戻入を行わない方法である。

旧来の会計処理方法においては、売却可能金融資産に分類されるような負債証券や持分証券を除き、基本的に減損を間接控除により行い、その戻入を行う方法が採用されてきた。減損していることを示す定性的な規準を満たしたうえで減損の認識を行っているにも関わらず、このような表示・戻入が採用されてきた根拠の 1 つは、減損している貸付金などの金融資産に係る将来キャッシュ・フローの見積りの困難性のためであるように思われる。つまり、特定の有効な市場が存在していないことにより、硬度の高い現在価値を決定することが出来ないため、引当金により間接的に切り下げ戻入を行うという弾力的な会計処理方法を認めてきたのである。そのため、売却可能金融資産に

ついては、減損している場合であっても市場価格などが存在しており見積りの困難性から解放されていることにより、ASC320 など旧来の会計処理方法において直接控除により帳簿価額を切り下げ、切り下げ後の帳簿価額を「新たな原価」として扱い、戻入は行わないものとされてきたということである。

一方、新たな会計処理方法においては、減損が適用されるすべての金融資産について、間接控除により戻入を行う方法を採用している。しかし、そこでの問題点として、特に TD[2015] が適用されるその他の包括利益を通じて公正価値 (FVOCI) により測定される金融資産 (売却可能負債証券) において、減損時には信用リスクに係る部分のみ減損損失として認識するのに対し、減損以後の公正価値の上昇による戻入の金額について、信用リスクの改善により生じた上昇分とそれ以外の市場要因による上昇分とをどのように区別するのかが明らかではないということが、挙げられる。減損前の帳簿価額などの金額的な制約はあったとしても、当該区別が明確にされないままに間接控除による引当金の戻入を行ってしまうと、戻入られた減損がいかなる事実を反映しているのか不明確になってしまうと考えられる。

以上、新たな会計処理方法における金融商品に係る減損の認識・表示・戻入にみられる問題点を指摘した。具体的には、減損の認識において、減損していない金融資産に係る損失と減損している金融資産に係る損失とが同様に減損損失として扱われているということが挙げられる。また、減損の表示・戻入において、減損時には信用リスクに係る部分のみ減損損失として認識するのに対し、特にその他の包括利益を通じて公正価値 (FVOCI) により測定される金融資産について、間接控除により戻入を行う方法によると、戻入られた引当金に信

用リスクの改善による金額以外のものが含まれてしまうということも挙げられる。そして、これらの認識・表示・戻入れに係る問題点により、新たな会計処理方法における金融商品に係る減損というものが不明確なものとなってしまうのである。

#### IV 金融商品に係る減損の会計処理方法の検討—2 つの切り下げの峻別—

前節で確認したように新たな会計処理方法では、金融商品に係る減損の認識・表示・戻入れに問題点がみられる。そして、これらの問題点は、新たな会計処理方法における金融商品に係る減損が不明確となってしまうという問題につながる。それを踏まえて本節では、金融商品に係る減損を明確化するという観点から、その会計処理方法について検討を行うこととする。具体的には、後述する減損処理と引当処理という2つの異なる会計処理に基づいて、減損の認識・表示・戻入れの検討を行う。なお本節では、これら減損処理および引当処理を包摂して「切り下げ」と表現している。

##### 1. 新たな会計処理方法と2つの切り下げ—減損の本質に照らして—

金融商品に係る減損の会計処理方法を検討するにあたっては、まず金融商品に係る減損とはいかなるものであるのかについて検討しなければならない。しかしながら、IASB および FASB における新たな会計基準や提案では、金融商品に係る減損をどのように捉えているのかは明示されていない。ただ、その手掛かりは旧来の会計基準に求めることができる。そこでは、金融商品に係る減損が次のように説明されている。

「金融資産の帳簿価額が見積回収可能額よりも大きい場合に、当該金融資産は減損している。」(IAS39[1998], par.109)

「現在の情報および事象に基づいて債権者が契約条件に従ってすべての金額を回収することが出来ない可能性が高い場合に、当該貸付金は減損している。」(ASC310-10-35-16)

(有価証券に係る)「投資の公正価値が原価よりも小さい場合に、当該投資は減損している。」(ASC320-10-35-21)

このような『減損』の定義は、減損の認識・測定の結果として間接的に推測できる程度にとどまり、どのような減損を認識・測定するかという目的は明確ではない(川村 [2000], p.67)。かろうじて窺い知ることができることは、これらの説明の焦点が金融資産の回収可能額やそのプロキシとしての公正価値といった回収可能性に当てられているということである<sup>(13)</sup>。そのように解すると、金融商品に係る減損とは、その投資額の全体または一部を回収できない状態であると捉えることができる。

そのように金融商品に係る減損を捉えた場合、発生損失モデルに特徴づけられる旧来の会計処理方法は、減損していることを示す客観的な証拠などが存在し、投資額の回収が合理的に見込めなくなった場合に帳簿価額を切り下げる減損処理であると解することができる。一方、未だ発生していない損失に対する経営者の予想により減損損失を認識する予想損失モデルに特徴づけられる新たな会計処理方法は、減損処理というよりも回収不能による将来の損失に備えるために帳簿価額を切り下げる引当処理の性格が強い会計処理であると考えられる。すなわち、減損処理と引当処理はともに金融商品の帳簿価額を切り下げる会計処理方法であるが、それらの処理が反映する金融商品に係る

回収可能性はそれぞれ異なっている。しかしながら新たな会計処理方法では、これら2つの切り下げの峻別がなされないまま減損の認識・表示・戻入れが行われている。そのため、新たな会計処理方法においては金融商品に係る減損というものの自体が不明確なものとなってしまうと考えられる。

## 2. 2つの切り下げの峻別—金融商品に係る減損の明確化—

前項で指摘した通り、新たな会計処理方法では、2つの切り下げの峻別がなされないまま金融商品に係る減損の会計処理が行われている。しかしながら、それぞれの切り下げの性格は異なるものであるため、それら2つの切り下げを峻別する必要があるように思われる。それにより、新たな会計処理方法において金融商品に係

る減損を明確にすることが可能となる。

具体的には、金融商品の回収可能性がほとんどない場合と回収可能性が低下しているが、回収可能性がほとんどないとはいえない場合（以下、回収可能性が低下している場合という）とで、減損の認識・表示・戻入れについて異なる会計処理方法を採用すべきであるとする。その会計処理方法を示したものが図表10であり、第Ⅱ節において示した図表3の設例に基づいた具体的会計処理方法を示したものが図表11である。

まず減損の認識については、回収可能性がほとんどない金融商品に対しては減損処理による切り下げを行い、回収可能性が低下している金融商品に対しては引当処理による切り下げを行う方法が考えられる。図表3の設例に基づくと、×1年末および×2年末のように回収可能

図表10 金融商品に係る減損に適用すべき会計処理方法

	金融商品の状態	
	回収可能性が低下している	回収可能性がほとんどない
会計処理	引当処理	減損処理
認識	経営者の予想	蓋然性規準
表示	間接控除	直接控除
戻入れ	行う	行わない

図表11 金融商品に係る減損に適用すべき具体的会計処理方法

×1年末	×2年末	×3年末	減損に関する仕訳	
間接控除 ¥100,000	間接控除 ¥200,000	直接控除 ¥300,000	×1年末 (借) 引当金繰入100,000	(貸) 引当金 100,000
正味帳簿価額 ¥900,000	正味帳簿価額 ¥800,000	新たな帳簿価額 ¥700,000	×2年末 (借) 引当金繰入100,000	(貸) 引当金 100,000
			×3年末 (借) 引当金200,000	(貸) 貸付金 300,000 減損損失100,000

性が低下している金融商品については将来の減損に備えるための引当処理として経営者の予想により損失（それぞれ、¥100,000）を認識し、×3年末の条件（b）により回収可能性がほとんどない金融商品については回収が見込めなくなった金額（¥300,000）を損失として認識する減損処理を行うこととなる。これにより、回収可能性がほとんどない場合に認識すべき損失と回収可能性が低下している場合に認識すべき損失とを峻別することができる。

次に減損の表示・戻入れについては、上記の減損の認識と同様に金融商品の回収可能性に基づき会計処理を行う必要がある。すなわち、回収可能性が低下している金融商品については、引当金により間接控除を行う。なぜなら、×1年末および×2年末のように金融商品の回収可能性が低下している場合には、当該損失額（それぞれ、¥100,000）には未だ回復する見込みが残されているためである。この場合、金融商品の帳簿価額を間接控除（引当金）によって切り下げることにより、当該金融商品について回収可能性の低下している金額が引当金により表されるのと同時に、正味帳簿価額により回収可能な金額が表されることになる。さらに、引当金として認識された金額について信用リスクの改善を示すような事象が生じたような場合には、当該引当金の戻入れを行うことにより、回収可能性が回復したことを表すことができる。一方、×3年末のように回収可能性がほとんどない金融商品については、減損損失として直接控除を行う。すなわち、回収することができる見込みがほとんどない部分（¥300,000）を直接控除により切り下げ、回収可能な金額（¥700,000）だけを新たな帳簿価額として付け替える。直接控除により切り下げた金額については、戻入れを行わない。直接控除により帳簿価額を切り下げ戻入れを行わないことにより、

減損損失として認識された金額に回収可能性がほとんどないことを表すことができる。

## V おわりに

本稿では、金融商品に係る減損に関する旧来の会計処理方法および新たな会計処理方法を整理することにより、新たな会計処理方法にみられる変化および問題点を明らかにし、その会計処理方法について検討を行った。新たな会計処理方法では、金融商品に係る減損の発生を示す定性的な規準を削除し、すべての金融商品について減損を間接控除（引当金）により行い、その戻入れを行うという点において、旧来の会計処理方法からの変化がみられた。そこでは、減損している金融商品のみならず、減損していない金融商品についても減損損失を認識し、すべての金融商品について間接控除および戻入れが行われており、金融商品に係る減損が不明確となっていた。そのため本稿では、回収可能性がほとんどない場合には減損処理による切り下げを、回収可能性が低下している場合には引当処理による切り下げを採用すべきであるという方向性を示した。このように、金融商品に係る減損において引当処理と減損処理という2つの切り下げを峻別することにより、金融商品に係る減損を明確にすることができる。

しかしながら、金融商品に係る減損について検討すべき課題は数多く残されている。本稿では、金融商品に係る減損の認識・表示・戻入れという会計処理方法を扱ったが、金融商品に係る減損の測定についても詳しく検討する必要がある。また、本稿では金融商品に係る減損を明確化するという観点からの検討を行っているが、財務報告の目的など考慮すべき観点も残されている。さらに、新たな会計処理方法については、そもそも当該会計処理方法を採用

するべきであるのか否かという課題も存在する。金融商品に係る減損の包括的な研究を行うっていくために、今後これらの課題を検討していきたい。

## 注

- (1) もっとも、いかなる会計処理方法をもって、金融商品に係る減損モデルを特徴づけるのかについては議論の余地がある。たとえば、IASBにおいて予想損失モデルとされている IFRS9 [2014] の会計処理方法についても、IASB [2009] において挙げられている予想損失モデルの特徴とは異なる点が存在している。そのように考えると、一般的に予想損失モデルといわれているモデルも多種多様であり、それらを一概に予想損失モデルと表現することは適切ではないとも考えられる。しかしながら、本稿では特に金融商品に係る減損の認識について検討を行うため、本稿で示した特徴を有するモデルについて予想損失モデル(または発生損失モデル)と呼んでいる。
- (2) これまでの金融商品に係る減損の先行研究には、基準設定主体や会計基準ごとに行われた研究が多く存在する。たとえば、米国財務会計基準(金融商品)研究委員会 [1995a]・[1995b] では、ASC310 / ASC320 (当時は、SFAS114 / SFAS115) 公表の背景が詳述され、その会計処理方法について検討が行われている。また、Camfferman [2015] では、IAS39 [2003] の公表に至るまでの背景および会計処理について検討され、山田 [2013] では、IFRS9 [2014] が公表されるまでのIASBにおける議論について、その会議報告をもとに詳述されている。一方本稿では、基準設定主体や会計基準ごとに取り上げるのではなく、それらを横断的に取り上げている。
- (3) すなわち本稿では、「分類・測定」を金融商品会計全体の会計処理を表す用語として、「認識・表示・戻入れ」を金融商品に係る減損の会計処理を表す用語として用いている。
- (4) なお、満期保有に分類される有価証券は、負債証券のみである。
- (5) ASC310 では、どの貸付金を評価すべきか、債権の全額を回収できない可能性が高いかどうかをどのように決定するのかについて、具体的な指針を示してはいないが、「可能性が高い」という用語は、将来事象が発生する見込みである (likely to occur) という、ASC450-20「偶発損

失」における用法と同義であると説明されている (ASC310-10-35-18)。

- (6) ただし、企業は、純損益を通じて公正価値 (FVPL) で測定することとなる資本性金融商品に対する特定の投資について、当初認識後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の選択を当初認識時に行うことができる (IFRS9 [2014], par.4.1.4)。なお、当該金融商品については、減損は適用されない。
- (7) これを旧来の会計処理方法にあてはめて考えると、そこではステージ3の段階で初めて減損損失が認識される。
- (8) PASU [2012] では、これを「現在予想信用損失モデル (Current Expected Credit Loss Model)」と呼んでいる。
- (9) 仮にこれを図表6にあてはめるとするならば、ステージ1の段階から減損損失が認識されることとなる。ただし、PASU [2012] では、常に全期間の予想損失を認識することとされている。
- (10) TD [2015] では、これを「AFS信用損失モデル (AFS Credit Loss Model)」と呼んでいる。
- (11) なお、TD [2015] の会計処理方法については、発生損失モデルの特徴を有するため、図表4のとおりとなる。
- (12) 秋葉 [2014] では、当該問題について、実務上の困難さとのバランスから、IFRS9 [2014] においてこのような会計処理方法が採用されることとなったと指摘している (pp.32-33)。
- (13) さらに、IAS39 [2003] では、減損と回収不能性 (uncollectability) とが並列的に扱われている規定がみられる (par.58 など)。当該基準では、両者の関係は明記されていないものの、減損と回収可能性とを結び付けて捉えていると考えることもできる。

## 参考文献

以下の文献において、日本語訳書を記しているものについては、本文中に訳書名などを記載してなくても参照している場合がある。また執筆要領にもとづき、本稿で引用した文献 (論文、著書、URL 等) のリストのみ示している。

Camfferman, K. [2015] “The Emergence of the ‘Incurred-Loss’ Model for Credit Losses in IAS 39.” *Accounting in Europe*, Vol.12, No.1, pp.1-35.

Financial Accounting Standards Board [2010] *Conceptual Framework for Financial Reporting Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information.*

- Statement of Financial Accounting Concepts No.8.
- [2012a] *Financial Instruments — Credit Losses (Subtopic 825-15)*. Proposed Accounting Standards Update. (PASU [2012])
- [2012b] *Investments — Debt and Equity Securities*. Accounting Standards Codification® Topic320<sup>ver.7</sup>. (ASC320)
- [2014a] *Receivables*. Accounting Standards Codification® Topic310<sup>ver.12</sup>. (ASC310)
- [2014b] *Accounting for Financial Instruments — Credit losses (December 11, 2014)*.
- [2015a] *Accounting for Financial Instruments: Impairment*. Tentative Board Decisions to Date During Redeliberations (As of March 11, 2015). (TD [2015])
- [2015b] *Derivatives and Hedging*. Accounting Standards Codification® Topic815<sup>ver.15</sup>.
- International Accounting Standards Board [1998] *Financial Instruments: Recognition and Measurement*. IAS No.39.
- [2003] *Financial Instruments: Recognition and Measurement*. IAS No.39. (企業会計基準委員会・財務会計基準機構日本語訳監修 [2005]『国際財務報告基準書 (IFRSs) 2004』レクシスネクシス・ジャパン。) (IAS39 [2003])
- [2009] *Financial Instruments: Recognition and Measurement (Measurement Methods: Amortised Cost)*. Agenda Paper 14.
- [2010] *The Conceptual Framework for Financial Reporting*.
- [2013] *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*. Discussion Paper.
- [2014] *Financial Instruments*. IFRS No.9. (企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳 [2015]『国際財務報告基準 (IFRS) [特別追補版] 改訂 IFRS 第9号「金融商品」』中央経済社。) (IFRS9 [2014])
- [2015] *Conceptual Framework for Financial Reporting*. Exposure Draft.
- Linsmeier, T. and M. Tokar [2015] *FASB/IASB Update — Part II* (Retrieved October 22, 2015, from [http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document\\_C&pagename=FASB%2FDocument\\_C%2FDocumentPage&cid=1176166262871](http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1176166262871)).
- 秋葉賢一 [2014]「改正 IFRS 第9号「金融商品」(3) —償却原価と減損処理—」『週刊経営財務』3181号, 30-33頁。
- 川村義則 [2000]「減損会計における現在価値と公正価値—米国基準と国際会計基準の比較検討」『企業会計』第52巻2号, 62-71頁。
- 企業会計基準委員会 [2009]『金融商品会計の見直しに関する論点の整理』。
- 米国財務会計基準 (金融商品) 研究委員会編 [1995a]『金融商品をめぐる米国財務会計基準の動向—基準の背景と概要—米国財務会計基準 (金融商品) 研究委員会報告 上巻』。
- [1995b]『金融商品をめぐる米国財務会計基準の動向—基準の解説と検討—米国財務会計基準 (金融商品) 研究委員会報告 下巻』企業財務制度研究会。
- 山田辰己 [2013]『IFRS 設定の背景：金融商品』税務経理協会。

(付記) 本稿は、国際会計研究学会第32回研究大会 (専修大学) における自由論題報告をもとに執筆している。

執筆にあたっては、司会、参加者の方々および匿名の論文査読者から貴重なコメントと評価をいただいた。ここに記して深く感謝申し上げる。